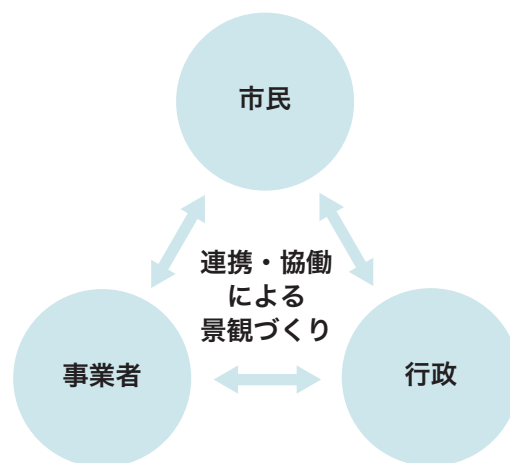


## 第11章 景観づくりを総合的に推進するための方策

### 1 景観づくりを総合的に推進するための方針

#### (1) 市民、\*事業者、行政の役割分担と連携・協働

人の目に映る視覚的なまちの姿だけでなく、地域の歴史・文化、自然などの風土や日常生活から醸し出される雰囲気、まちづくり活動やイベントによるにぎわいや活力など、見る人の知識や経験、価値観などからのまちの感じ方を含めた景観づくりを総合的に進めていくためには、\*自助、共助、公助の考え方に基づいて、各主体の役割分担と責任を明確にし、多様な立場の人々の連携・協働を推進することが必要です。



#### ア 市民に期待される役割

- ア 本市の景観づくりについて、\*事業者や行政と共通認識を持つよう努めます。
- イ 景観づくりの主体であることを自覚し、高い関心を持って積極的に景観づくりに参加します。
- ウ 職業や立場などに関わらず、自らの知識、技能などを生かして、様々な主体との連携・協働の下でできる範囲で景観づくりに取り組みます。
- エ NPOなどの市民団体は、その特性を生かした景観づくりを進めるとともに、地域住民や\*事業者などとの連携・協働に積極的に取り組みます。

#### イ \*事業者に期待される役割

- ア 本市の景観づくりについて、市民や行政と共通認識を持つよう努めます。
- イ 景観づくりの主体であることを自覚し、高い関心を持って積極的に景観づくりに参加します。
- ウ 地域社会の一員として、地域住民やNPOなどとの連携を深め、地域と密着した関係を構築するよう努めます。
- エ 地域の良好な景観形成が自らの企業価値を高めるという視点を持ちながら、人材・資金・ノウハウなどの資源を生かし、企業活動を通じて景観づくりの推進に寄与するよう努めます。

#### ウ 行政の役割

- ア 行政は、市民、\*事業者の多様なニーズを踏まえながら、選択と集中や効率的な施策展開などに留意して、計画的な景観づくりを進めます。
- イ 連携・協働による景観づくりを推進するため、各主体が十分に力を発揮することができる環境づくりに努めるとともに、市役所内の連携強化に取り組みます。
- ウ 良好な景観形成に向けた課題に適切に対応するため、関係者間の連携・協働を促すとともに、必要に応じて国や県などの関係機関に協力を求めます。
- エ 連携・協働による景観づくりに関する職員一人一人の意識の向上を図ります。

## (2) 総合的な施策展開の推進

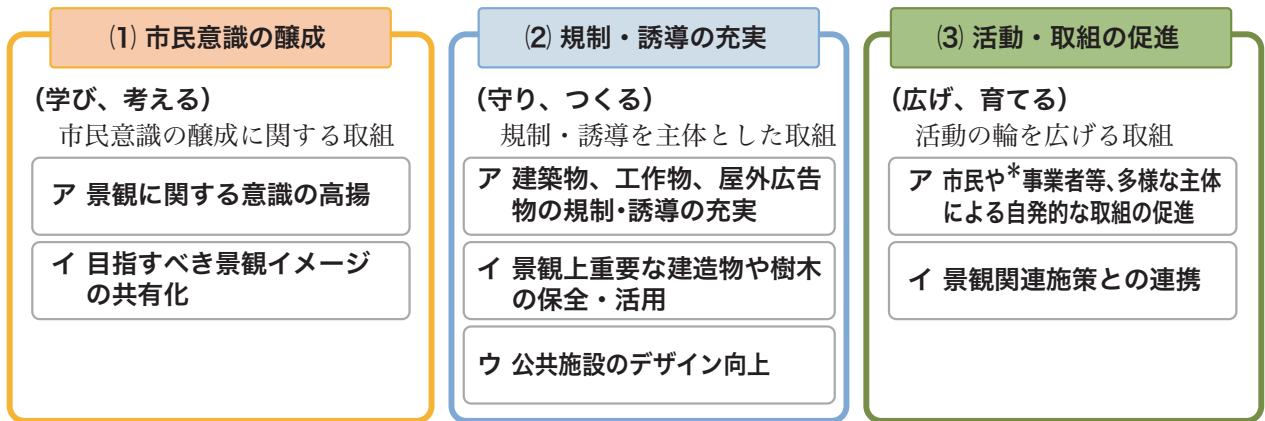
市民、\*事業者、行政の役割分担と連携・協働に基づき、景観形成の理念や基本方針を踏まえて、様々な施策を総合的、継続的に施策展開することで、豊かで多様な景観特性が融合した広島らしい個性ある景観を形成します。

総合的な施策展開に当たっては、「市民意識の醸成」「規制・誘導の充実」「活動・取組の促進」という三つのテーマ別に、体系化して施策を実施するとともに、景観法に基づく施策や本市独自の施策など、効果的で効率的な施策の組合せにより良好な景観形成に向けた実効性を高めます。

景観の質をより高めていくために必要なその他の施策についても、検討の上実施していきます。

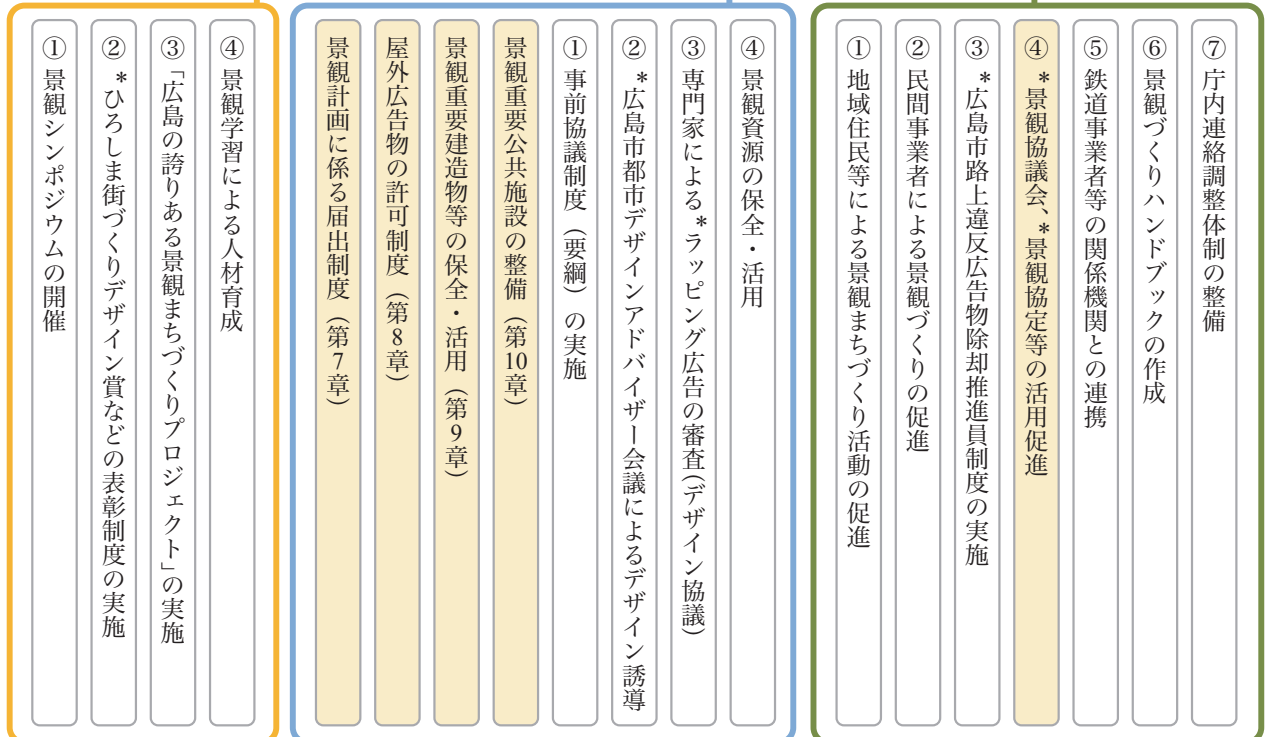
## 2 推進方策の体系

### 【施策展開の方向性】



### 【主要な推進施策】

■ : 景観法に基づく推進施策



## (1) 市民意識の醸成 (学び、考える)

### ① 景観シンポジウムの開催

まちづくりに関する価値観が多様化する中、良好な景観の形成に向けた意識や方向性の共有化を図るため、その時世を捉えたテーマを設定した景観に関するシンポジウムを継続的に開催します。

### ② \*ひろしま街づくりデザイン賞などの表彰制度の実施

魅力ある街づくりに対する市民意識の高揚を図るため、自然や街並みへの配慮がなされ、良好な景観の形成に貢献すると認められる物件又は行為を表彰します。

### ③ 「広島への誇りある景観まちづくりプロジェクト」の実施

このまちに生まれ、育ち、生活してきた市民の心に残る心象風景として、地域の景観の価値を再認識するとともに、わがまちに誇りをもってもらえるよう、また、これまで大切にしてきた景観や今後も守り育てていく景観について、その意義の共有化を図る仕組みについて検討し、必要な施策を継続的に展開します。

- ・市民の皆さんから、愛する広島の景観を募集し、これを後世に残し伝えるための写真集の作成
- ・広島の魅力ある多様な景観を共有するため、自動車や鉄道車両などから「見る人の心に響く\*シークエンス景観(動的景観)」や「夜のまちを彩る夜間景観」などの情報発信
- ・市内の景観上重要な視点場に説明銘板を設置し、その周辺景観を整えることなどによる「美しい都市景観を見せる場」の整備 など

### ④ 景観学習による人材育成

#### (市政出前講座の活用)

市政出前講座等を積極的に活用し、景観への取組に対する市民や\*事業者の理解を深めます。

#### (景観まちづくり学習の推進)

子どもの頃から、身近なまちの景観を意識づけることで、良好な景観づくりの持続性を高めるため、国土交通省の「学校における景観まちづくり学習の手引き」等を活用した景観学習の実施について検討します。

## (2) 規制・誘導の充実 (守り、つくる)

(景観計画に係る届出制度、景観重要公共施設の整備などについては、第7～10章参照)

### ① 事前協議制度(要綱)の実施

景観計画に基づく届出制度だけでは、これまで本市が要綱に基づき30年以上1万件を超える実績を積み上げてきた対話型の協議ができないため、その場所にふさわしい建築物等の形態意匠等について、景観計画に基づく届出に先立って建築主等と協議する仕組みを設けます。

また、協議を円滑に行えるように、建築物等の形態や色彩、夜間照明等の事例などを整理した景観形成ガイドラインを作成します。

## ② \*広島市都市デザインアドバイザー会議によるデザイン誘導

本市が建設する建築物又は土木構造物や、\*市街地再開発事業など公的な補助金を投入する建築物のうち特に美観的な配慮を必要とする建築物等のデザインについて、学識経験者等で構成する\*広島市都市デザインアドバイザー会議において検討し、広島らしい個性的で魅力のある街づくりに寄与するものとなるよう協議調整を行います。

また景観計画の運用に合わせて、景観上広域的に影響を及ぼす可能性がある民間の大規模建築行為等のデザインについても、当会議の活用を検討します。

## ③ 専門家による\*ラッピング広告の審査(デザイン協議)

路線バス・路面電車の\*ラッピング広告は本市の魅力ある景観の構成要素の一つであり、デザインの専門家の協力を得て、\*ラッピング広告の特例許可に係るデザイン協議制度を活用し、デザインのレベルアップを図ります。

## ④ 景観資源の保全・活用

地域の魅力的な景観の形成に寄与していると認められる建築物、樹木、その他(希少な生物が群生する区域や棚田など)の物件を景観条例に基づき景観資源として登録し、市民や\*事業者の協力を得て、その保全・活用を図ります。

# ③ 活動・取組の促進 (広げ、育てる)

## ① 地域住民等による景観まちづくり活動の促進

\*広島市まちづくり要綱等を活用し、良好な景観の形成を目的としたまちづくり活動に取り組む地域住民等の組織づくりや活動などを促進する仕組みを整備します。

あわせて、市民が身近な景観に愛着と誇りを持ち、住民の発意による景観まちづくりを効果的に行うためのネットワークの強化などの環境づくりとそれを継続していくための仕組みづくりについてモデル地区の設定などを行います。

## ② 民間事業者による景観づくりの促進

民間広告代理店によるバス停上屋への屋外広告物の表示など、民間事業者による良好な景観の形成に寄与する屋外広告物の表示がシステム化され実績を挙げています。今後は、当該システムにおける景観誘導の更なる充実と合わせて、良好な景観形成に向けた民間事業者によるまちづくり活動の促進方策についても検討していきます。

## ③ \*広島市路上違反広告物除却推進員制度の実施

「はり紙」「立看板」等の違反広告物の除却権限の一部を市民に委任し、ボランティアで違反広告物の除却活動を行うことにより、良好な都市景観と道路交通の安全の維持、向上を目指します。

#### ④ \*景観協議会(景観法第15条)・\*景観協定(景観法第81条)等の活用促進

都心部における\*市街地再開発事業など、一定エリアにおいて複数の異なる事業が進められる場合の景観コントロールや、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、\*景観協議会や\*景観協定、\*建築協定等の制度の活用を促進します。

#### ⑤ 鉄道事業者等の関係機関との連携

良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、国・県・近隣市町・有料道路事業や鉄道事業等の公益事業者等と連携し本計画に盛り込んだ各種取組の円滑な推進を図ります。

- ・良好な景観の形成に向けた取組を円滑に推進していくため、国・県・近隣市町・有料道路事業や鉄道事業等の公益事業者等との連携体制の強化を図ります。
- ・景観計画区域における良好な景観の形成を図るため、必要があると認められるときは、景観法の規定に基づき、国・県などの関係機関や関係団体等で構成する\*景観協議会を設置します。また、良好な景観の形成に向けた調査研究や調整が必要な場合には、連絡調整会議を設置し、相互の連携の強化を図ります。

#### ⑥ 景観まちづくりハンドブックの作成

住民主体の景観まちづくりや、\*事業者による取組事例、これら市民、\*事業者と行政の連携・協働方策などをわかりやすく示した「景観まちづくりハンドブック」を作成し、\*自助、共助、公助の役割分担の下、連携・協働して良好な景観づくりを進めます。

#### ⑦ 庁内連絡調整体制の整備

景観に係る庁内連絡調整体制を整え、魅力ある景観形成と密接に関連する施策との連携を図り、総合的で効果的な施策を展開します。

- ・「\*おもてなしの観光」重点地区における施設の特性や外観に配慮したプランター設置や地域における花壇づくり、ボランティア清掃によるごみのないまちづくりなど、良好な景観の形成に寄与する「\*ごみ・花・自転車」「\*おもてなしの観光」に関する取組
- ・ボランティアガイドやまちの魅力発見事業など、\*区の魅力と活力向上推進事業
- ・\*「水の都ひろしま」推進計画に掲げられた「水辺のオープンカフェ」「水辺のコンサート」などの取組等との連携や一体的な展開

